

鉄道運転事故等の情報について
(令和元年度)

令和2年10月

東北運輸局鉄道部

目 次

はじめに	1
1. 鉄道運転事故発生件数及び死傷者数の推移	2
2. 踏切障害事故	4
3. 鉄道人身障害事故	8
4. 輸送障害	10

はじめに

国土交通省では、全国で発生した鉄道運転事故等の情報について、「鉄軌道輸送の安全にかかわる情報」として毎年度公表しております。

この「鉄道運転事故等の情報」は、鉄道事故等報告規則に基づき東北運輸局に報告があった鉄道運転事故、輸送障害等をまとめたものであり、東北地方の統計の掲載となっております。

※全国の統計、国が行っている安全対策等については以下のホームページを御覧ください。

鉄軌道輸送の安全にかかわる情報（国土交通省ホームページ）

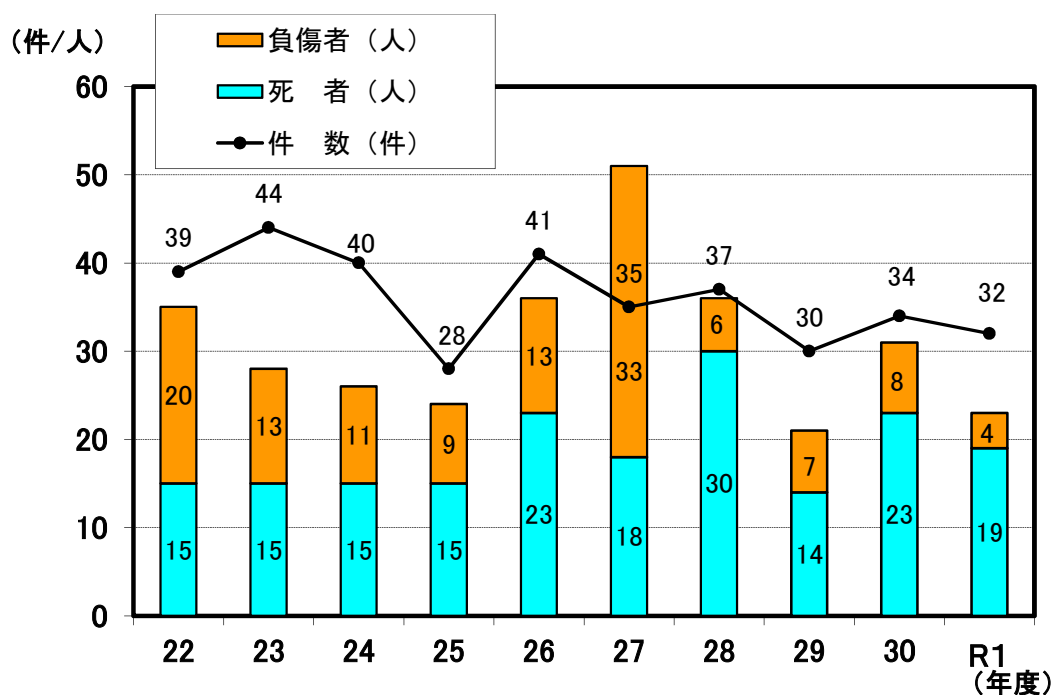
http://www.mlit.go.jp/tetudo/tetudo_tk8_000001.html

1. 鉄道運転事故発生件数及び死傷者数の推移（東北地方）

（1）鉄道運転事故の推移

この10年間の鉄道運転事故の発生件数は20件後半～40件前半で推移しています。令和元年度の発生件数は32件で、対前年度2件（約5.8%）の減少となっています。

平成27年度は山田線で列車脱線事故が発生し、多くの方々が負傷されました。



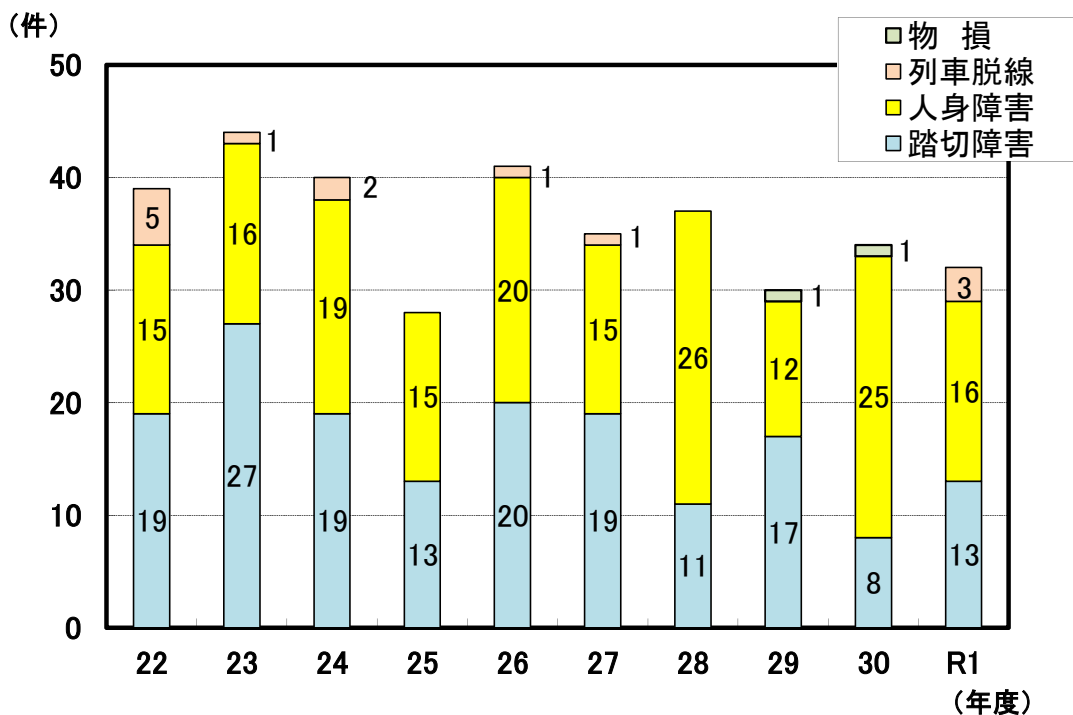
※ 自殺を起因とする事象については、鉄道運転事故に該当しません。
ただし、自殺と断定できないものについては鉄道運転事故としています。

(2) 鉄道運転事故の内訳

鉄道運転事故は、列車衝突事故、列車脱線事故、列車火災事故、踏切障害事故、道路障害事故、人身障害事故及び物損事故に分類されます。

各事故の発生状況は下のグラフのとおりです。

なお、平成12年度以降、列車衝突事故、列車火災事故及び道路障害事故の発生はありません。

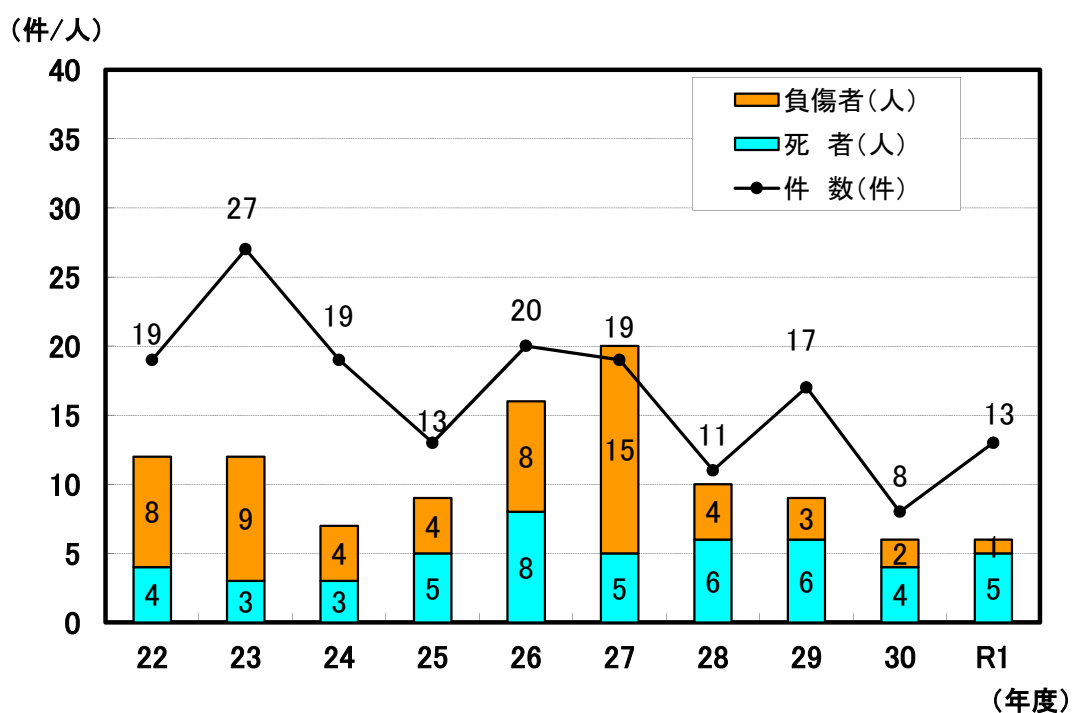


2. 踏切障害事故（東北地方）

（1）発生件数と死傷者数の推移

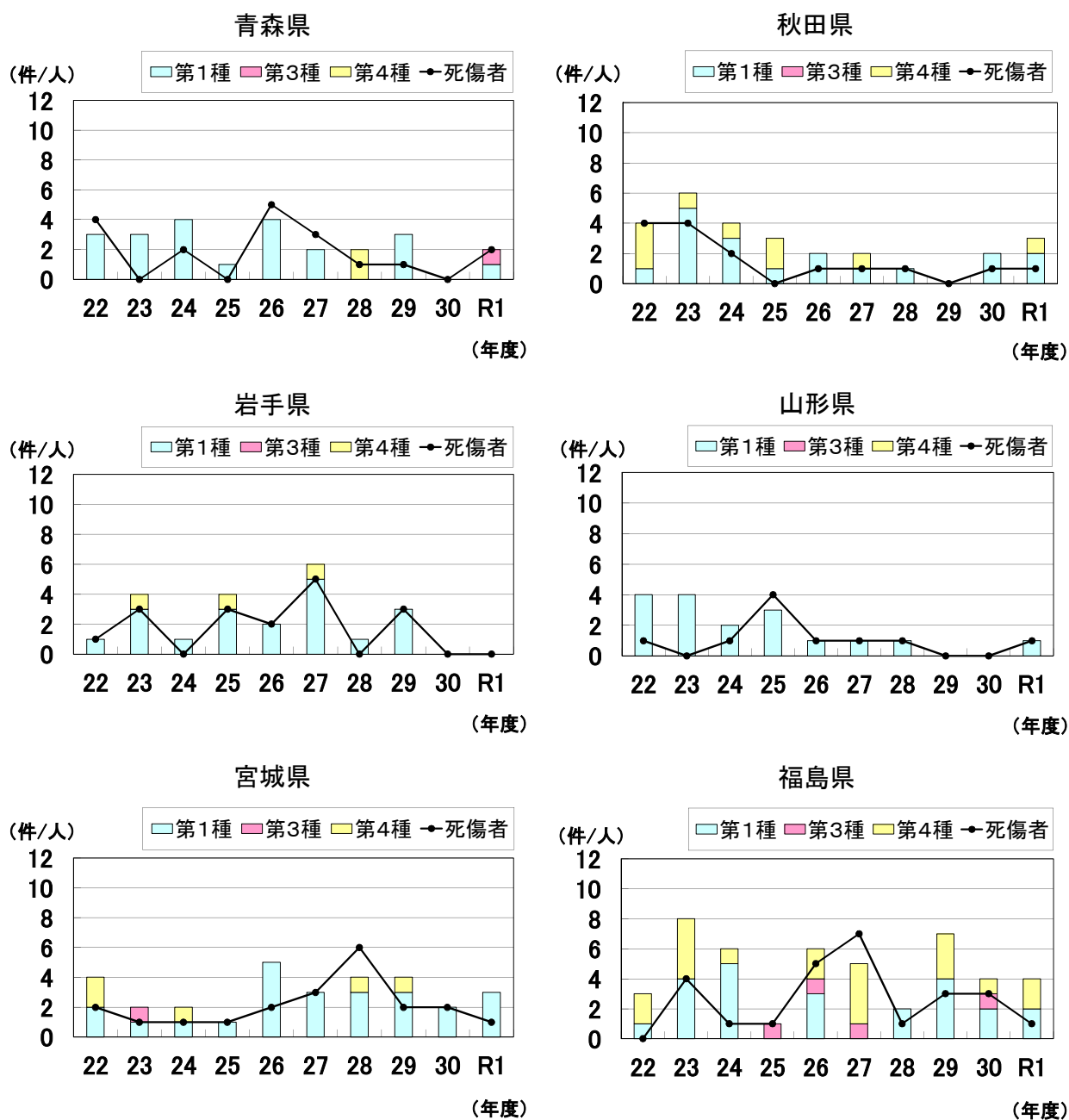
令和元年度の踏切障害事故は13件発生しており、鉄道運転事故全体の約40.6%を占めています。対前年度5件（62.5%）の増加となっています。

なお、踏切障害事故13件の原因については、「直前横断」が7件（約53.8%）、「落輪・停滞」が4件（約30.8%）、「側面衝突」、「限界支障」がそれぞれ1件（約7.7%ずつ）となっています。



※ 踏切障害事故とは、踏切道において列車又は車両（以下「列車等」という。）が道路を通行する人又は自動車等と衝突・接触した事故をいいます。

(2) 踏切種別別の踏切障害事故件数と死傷者数（県別）



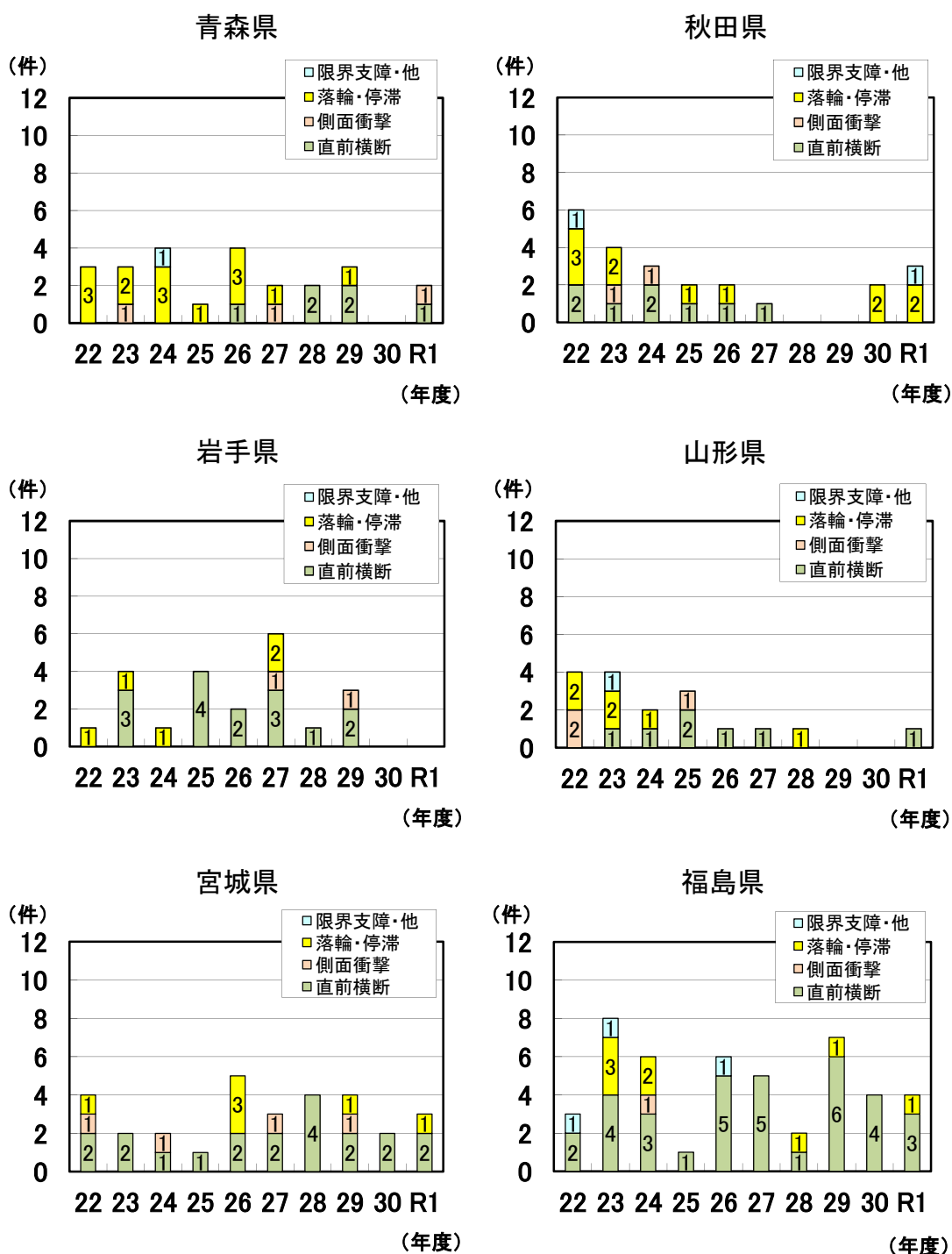
グラフの凡例に記載している、用語の意味は以下のとおりです。

第1種：第1種踏切道。踏切遮断機等により道路を遮断する踏切道。

第3種：第3種踏切道。遮断機は設置しておらず、警報機のみ設置している踏切道。

第4種：第4種踏切道。遮断機も警報機も設置していない踏切道。

(3) 原因別の踏切障害事故件数 (県別)

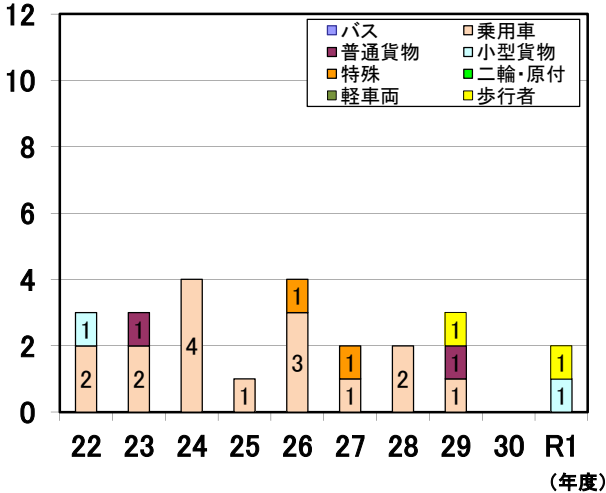


グラフの凡例に記載している、用語の意味は以下のとおりです。

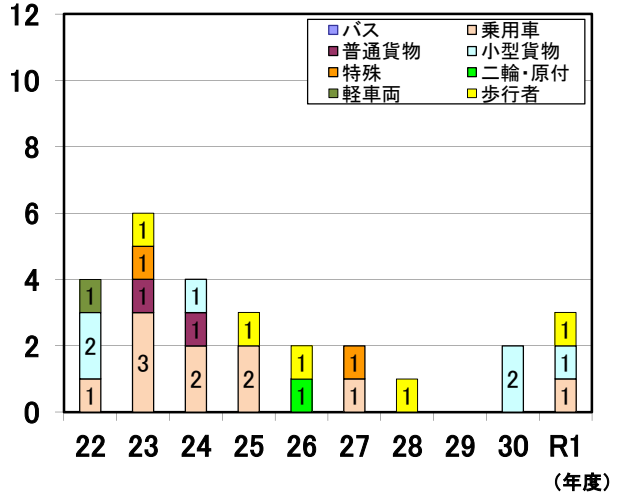
- 直前横断 : 踏切道において、列車又は車両（以下「列車等」という。）が接近しているにもかかわらず、踏切道を通行しようとする自動車、二輪・原動機付自転車又は軽車両等（以下「自動車等」という。）若しくは人が、無理に又は不注意に踏切道内に進入したため列車等と衝突したものの。
- 側面衝撃 : 自動車等が踏切道を通過中の列車等の側面に衝突したものの。
- 落輪・停滞 : 自動車等が落輪、交通渋滞、自動車の運転操作の誤り等により、踏切道から進退が不可能となったため列車等と衝突したものの。
- 限界支障・他 : 人等が踏切道の手前で停止した位置が不適切であったために列車等と衝突したものの。

(4) 衝撃物別の踏切障害事故件数 (県別)

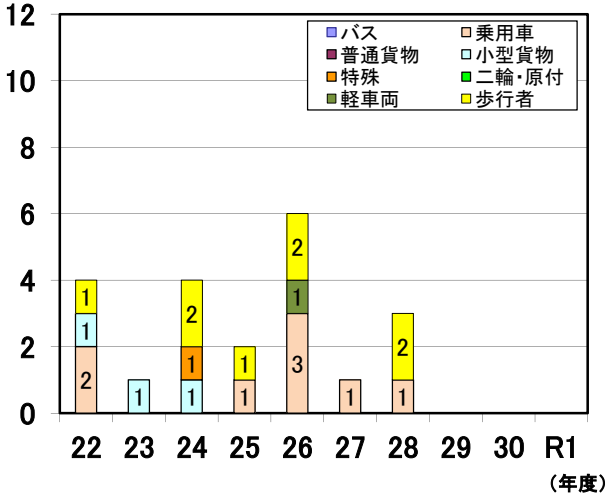
(件) 青森県



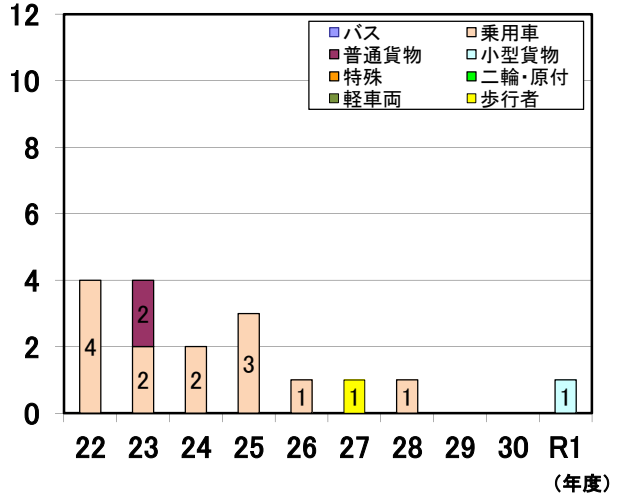
(件) 秋田県



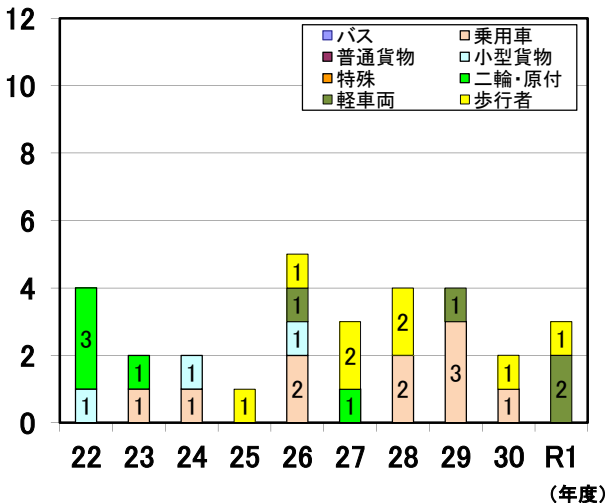
(件) 岩手県



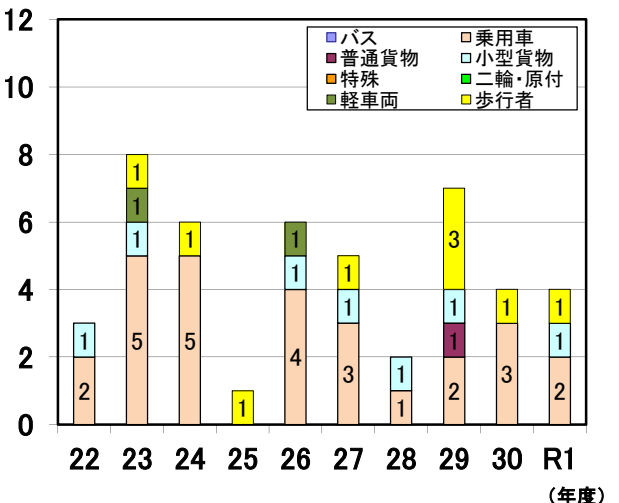
(件) 山形県



(件) 宮城県



(件) 福島県



グラフ・凡例の分類は以下のとおりです。

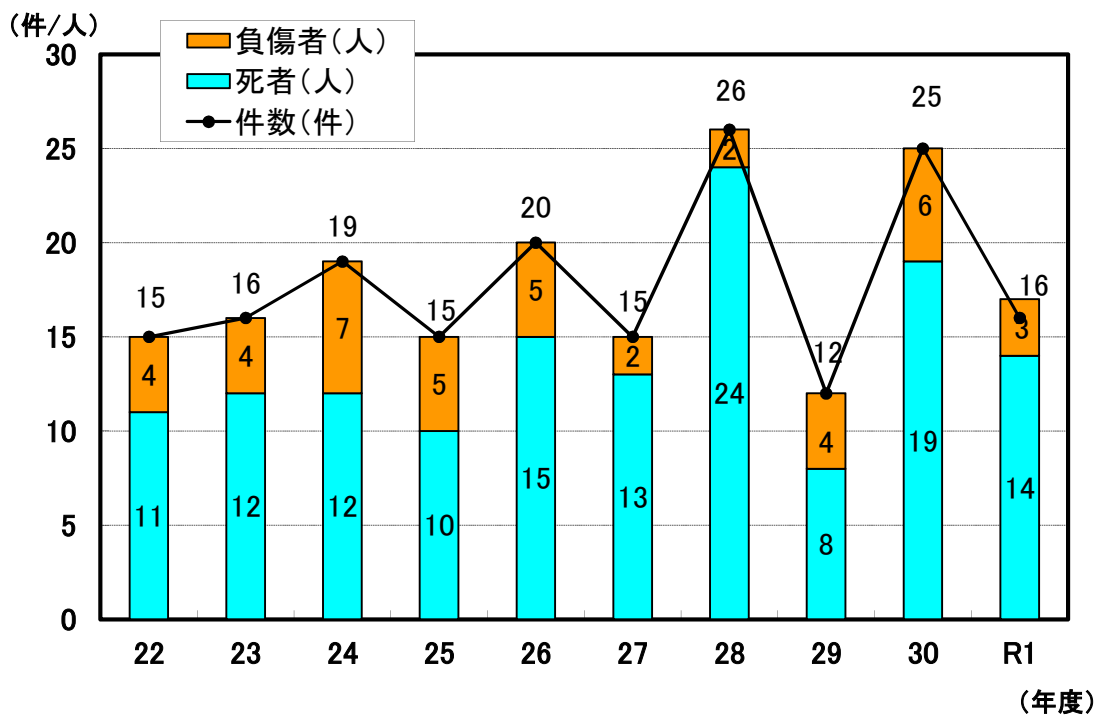
- 特殊 : 農耕トラクタ等です。「8ナンバー」の特種は含んでいません。
- 乗用車 : 普通、小型、軽の乗用自動車です。
- 小型貨物 : 小型、軽の貨物自動車です。
- 普通貨物 : 小型、軽以外の貨物自動車です。

3. 鉄道人身障害事故（東北地方）

（1）発生件数と死傷者数の推移

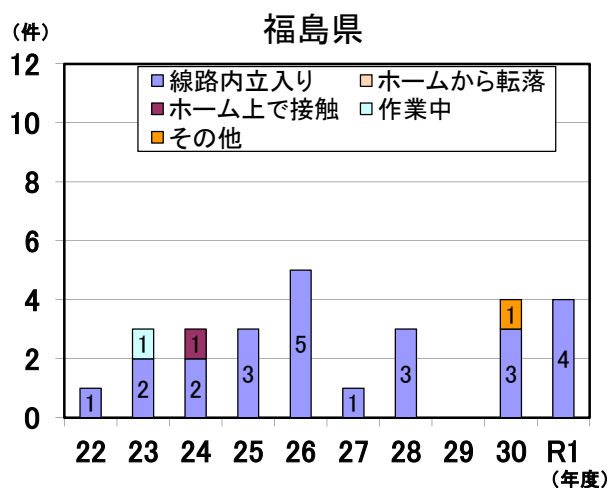
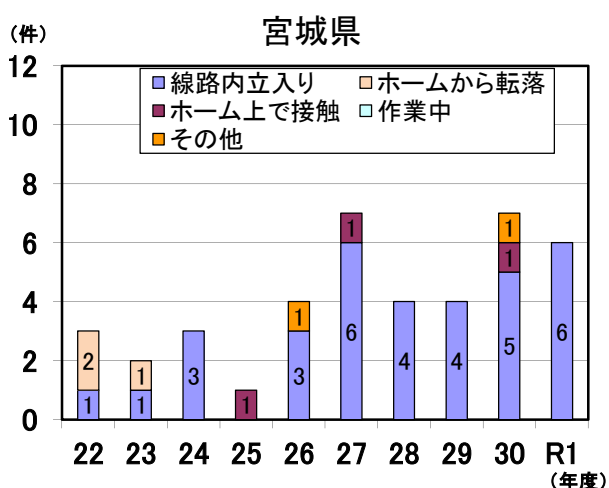
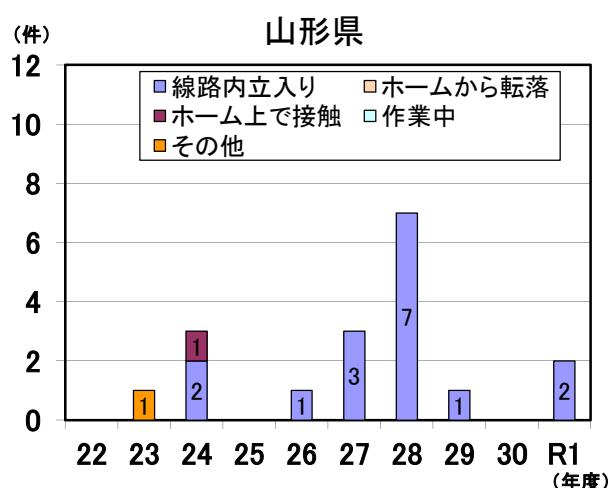
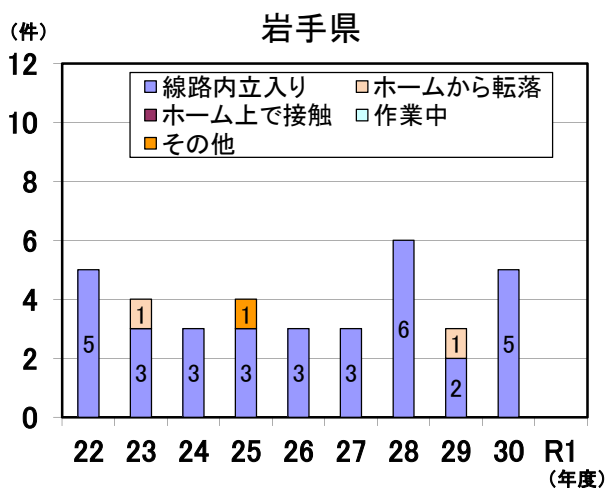
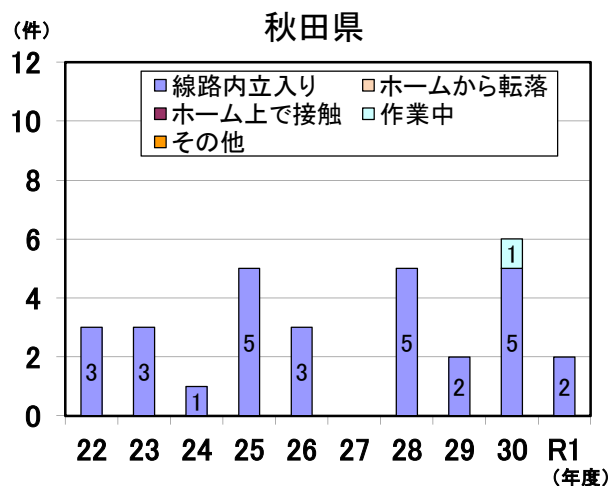
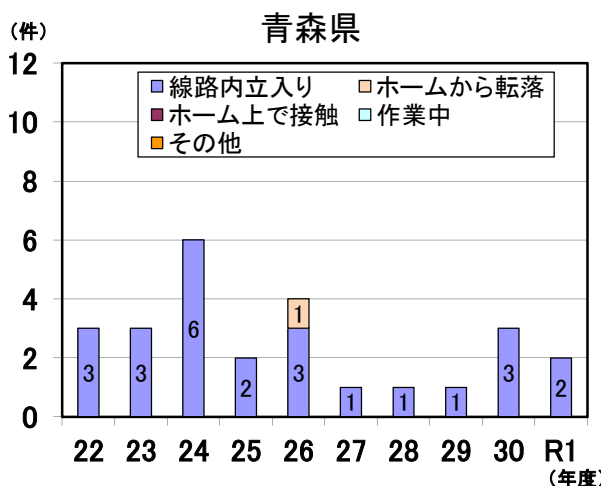
令和元年度の鉄道人身障害事故は16件発生しており、鉄道運転事故全体の50%を占めています。対前年度9件（36.0%）の減少となっています。

鉄道人身障害事故16件のうち、16件すべてが「線路内立入り」となっています。



※ 鉄道人身障害事故とは、列車等の運転により人の死傷を生じた事故をいいます。（列車衝突事故・列車脱線事故・列車火災事故・踏切障害事故及び道路障害事故に伴うものは除く。）

(2) 原因別発生件数 (県別)



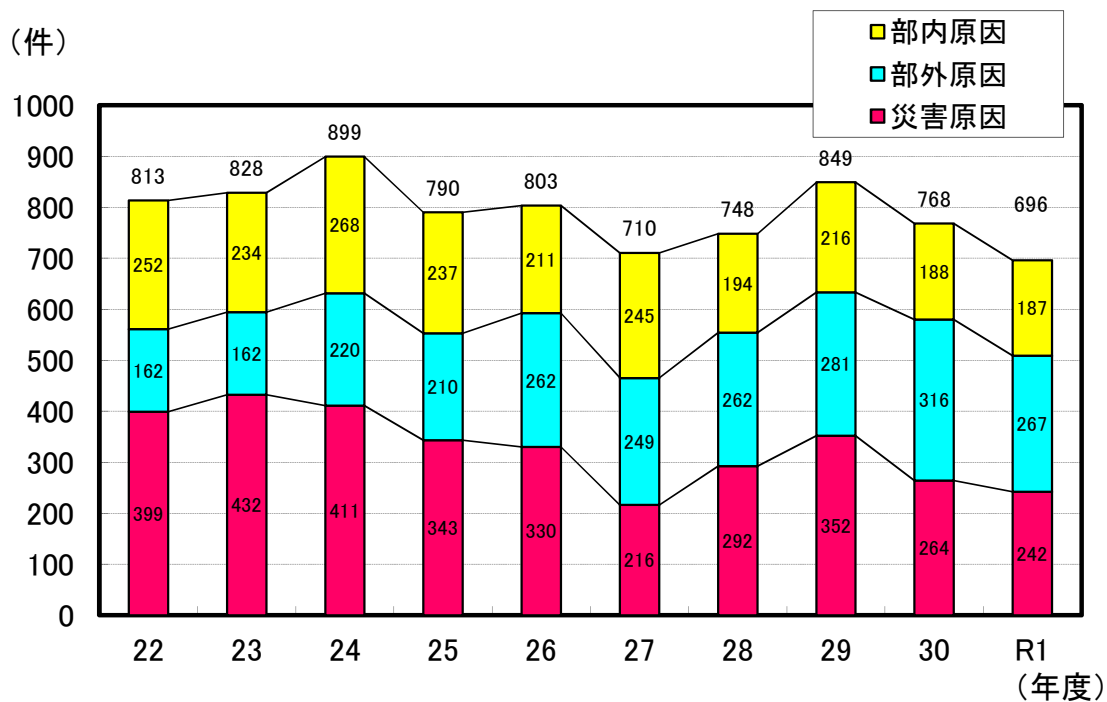
グラフの凡例の分類は以下のとおりです。

- 線路内立入り : 線路内に立ち入った公衆が列車等と接触したもの
- ホームから転落 : 旅客等がホームから線路上に転落して列車等と接触したもの
- ホーム上で接触 : 旅客等がホーム上で列車等と接触したもの
- 作業中 : 鉄道係員が業務中に列車等と接触したもの

4. 輸送障害（東北地方）

令和元年度における輸送障害は、696件発生しており、対前年度72件（約9.3%）の減少となっています。このうち、鉄道係員、車両又は鉄道施設に起因するもの（部内原因）は、187件で対前年度1件（約0.5%）の減少、線路内立入り等による輸送障害（部外原因）は、267件で対前年度49件（約15.5%）の減少となっています。

また、風水害、雪害、地震等の自然災害によるものは、242件で対前年度22件（約8.3%）の減少となっています。



※ 輸送障害とは、輸送に障害を生じた事態であって、運転事故以外のものです。

ただし、列車の運転を休止したもの（工事、保守等により計画的に運休する場合であって、事前に利用者に周知されたものなどを除く。）又は旅客列車にあっては30分以上、旅客列車以外の列車にあっては1時間以上の遅延を生じたものに限っています。

グラフの凡例の分類は以下のとおりです。

部内原因：鉄道係員、車両又は鉄道施設に起因するもの

部外原因：線路内立入り、動物との衝突等に起因するもの

（部内原因及び自然災害以外のもの）

災害原因：風水害、雪害、地震等の自然災害に起因するもの